

H28. 3. 22

Dr. 和の町医者日記



「認知症の基礎知識」シリーズ⑭

リビングウイル 死期が迫ったときに延命治療を拒否する旨を文書に記したもの。日本尊厳死協会では、約12万人が表明している。最近、病院や施設が独自に定めた書式もあり、公証役場での作成も可能。これに家族の同意を添えた文書を事前指示書という。

電車やバスの中で耳を澄ましてみると、「認知症」という言葉があちこちで飛びかっけています。当事者であったり、家族であったり、介護職や医療職であったり。認知症は予備軍を含めて800万人いる時代といわれていますが、その周辺には当事者の何倍もの人がいることが付きます。

今では自分や家族の認知症と無縁で過ごせる人の方が少ない時代になってきました。この傾向は、今後ますます加速するのではないでしょうか。

一方、医療の進歩も日進月歩です。たとえ口から食べられなくなっても、「胃ろう」という便利な人工栄養法がいたも簡単に行える時代になりました。その結果、認知症の人が食べられなくなったときに、人工栄養をするかしないか、という悩ましい選択について、ご家族と話し合うことが医療介護の現場では日常的なことです。

「私はボケて食べられなくなったら、胃ろうなどの延命処置はお断りします」と言われる人がたくさんおられます。町医者を20年以上以上している、冗談ではなく、本当にその人が認知症になっていく過程を見ることがあります。そして、いざその人が人生の最終段階になったとき、本人の意志とは真反対に、ご家族の希望で胃ろうが造設されることとときどきあります。

長女に自分の先が長くないことを告げると、遠くの長男が飛んできて「おやじは年金が多いから、胃ろうでも何でもいから1日でも長く生きさせてくれ。それをしないとあなたを訴える」と言われたこともありま

す。本人からは常々「胃ろうは絶対嫌」と聞いていました。が、家族の希望に逆らえば裁判で負ける国なので、逆らうことは容易ではありません。どうか終末期のお願いは、まだ元気なうちから「リビングウイル」として文書に残しておいてください。口頭と文書では重みがかく違います。

残念ながら、日本は先進国で唯一「リビングウイル」の法的担保がなされていない国です。約200人の超党派の国会議員らが11年間、本人の意思を尊重

認知症とリビングウイル

する法案の議論が続いています。が、「終末期が定義できない」という理由などで停滞しています。

法的担保はないとはいえ、「リビングウイル」を表明しておくことは、「大認知症時代」を目前に、今後ますます重要になっていくでしょう。「リビングウイル」を表明して亡くなられた方のご遺族へのアンケートによると、90%以上の遺族が「リビングウイルがいかされた」と回答しています。

では、どうすればリビングウイルを作成できるのか。最も簡単な方法は、日本尊厳死協会のホームページを見て申し込むことでしょうか。2千円でリビングウイルが作成できます。原本は厳重に保管され、携帯用カードが送付されます。

「認知症になってからでもリビングウイルを表明できますか」という質問も、最近よく受けます。「日本リビングウイル研究会」などで議論を重ね、「認知症になっても、高度でなければ表明できる」という認識に変わってきました。考えてみれば、認知症になっても後見人制度の申し出人になれますし、「後見」がついている人も選挙に行けるのですから、当然かもしれません。

「リビングウイル」や終活の実態について、詳しく知りたい方は、28〜31日のNHKの「ラジオ深夜便」(4夜連続、午後11時台)をぜひお聴きください。

終末期の胃ろう

長尾和宏 (ながお・かずひろ) 東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る、総合診療を目指す。医学博士。近著「平穩死・10の条件」「胃ろうという選択、しない選択」はいずれもベストセラー。関西国際大学、東京医科大学客員教授。57歳。

